

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号<br>(制定の場合は、仮の番号) | JIS案の名称      | JIS案の英文名称  | 制定する理由(必要性)  | 期待効果  | 規定項目又は改正点  | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象)                      | 選定基準2<br>(JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                               | 選定基準4<br>(国が主体的に取り組む分野の判断基準)        | 選定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG)  | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|-----------------------|--------------|--|--|---|--|---------------|----------------|-----------------|--|--------------------------|--|-------------------------------------|--------------------------|-----------------|---------|
| JSA  | 03 適合性評価  | 制定       | Q17060                | 適合性評価—適正実施規準 | Conformity assessment<br>— Code of good practice | <p>【必要性】<br/>適合性評価は、製品等が規定要求事項を満たしていることを実証する活動である。適合性評価の手順及びシステムを共有するニーズの高まりを受けてISO/CASCO(適合性評価委員会)においてISO/IEC Guide60:2004として開発され、このガイドを基にJIS Q 0060:2006が制定された。その後、このガイドをアップデートしてISO/IEC 17060に置き換える作業が行われた。<br/>この規格は、WTO/TBT協定との連携を考慮して開発されたものであり、TBT協定の適正実施規準に対するCASCOの方針表明の意味が込められており、ISO/IECの適合性評価規格に詳しくない層に対して、一般的な内容としてCASCO規格群の最低限の規準と用語等を伝えることにより、適合性評価への理解を促し、また、TBT協定と組み合わせることができるよう記述されている。<br/>我が国としても、TBT協定を参照する方の利便性のためにも、現行JIS Q 0060:2006を廃止し、対応国際規格に整合したJIS Q 17060として制定する必要がある。</p> | <p>適合性評価の対象は、製品、プロセス、サービス、システム、設備、プロジェクト、データ、設計、材料、主張、人物、団体又は組織、又はそれらの組合せなど、様々である。<br/>適合性評価の実施方法及び要求事項とが異なったり、適合性評価結果が承認されなかったりすると、製品やサービスの流通を制限する結果となる可能性があるため、適合性評価システムとその実施には、①全ての利害関係者が参加するよう努める、②非差別的で透明性があり公平であること、③貿易に対する不必要な障害を避ける、といった努力が必要である。こうした観点から、この規格は、貿易を促進し、国際、地域、国及び地域レベルでの社会的利益及び/又はニーズの発展を支援する適合性評価政策及び実務を確立し、促進することを意図して開発された。<br/>この規格は、CASCOが通常、17000シリーズ規格の対象とする認定機関、認証機関、適合性評価スキームの所有者等を超えて、規制当局、貿易関係者まで幅広く使用されることを想定したものであり、改正により、対応国際規格との整合が図られ、一層、公平で信頼できる適合性評価サービスの提供、促進、海外との商取引の合理化に寄与することが期待される。</p> | <p>主な規定項目は、次のとおり。<br/>・適用範囲<br/>・引用規格<br/>・用語及び定義<br/>・適合性評価の適正実施規準<br/>・適合性評価の対象の特定<br/>・特定要求事項<br/>・適合性評価活動及び適合性評価機関<br/>・適合性評価システム及び適合性評価スキーム(プログラム)<br/>・適合性評価結果</p> | JIS Q 0060    | ISO/IEC 17060  | IDT             | 第2条の該当号:<br>第10号(役務の内容)<br><br>対象事項:<br>通則的適合性評価 | 法律の目的に適合している。            | <p>利点:<br/>イ、ウ、エ、カ、キ<br/><br/>欠点:<br/>いずれも該当しない。</p> | 1. 基礎的・基盤的分野、幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格 |                          | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2022年8月 |

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号   | JIS案の名称                  | JIS案の英文名称  | 改正する理由(必要性)  | 期待効果   | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称     | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象)                     | 選定基準2<br>(JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                   | 選定基準4<br>(国が主体的に取り組む分野の判断基準)        | 選定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG) | 作成開始予定 |
|------|-----------|----------|--------|--------------------------|--|--|--|---|---------------|--------------------|-----------------|---|--------------------------|--|-------------------------------------|--------------------------|----------------|--------|
| JSA  | 03 適合性評価  | 改正       | Q17030 | 適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項 | Conformity assessment－General requirements for third-party marks of conformity | <p>【必要性】この規格は、第三者適合マークに対する一般要求事項を規定するものであり、ISO/IEC 17030:2003を基に2004年に制定したもので、電子的に保存及び表示されたマーク、機械可読コード、ブロックチェーン分散台帳又はその他の電子的手段を用いたデジタル表現を含む、異なる形態及び様々な媒体で発行及び使用される第三者適合マークに対して適用することができるものである。</p> <p>その後、ISO/CASCO(適合性評価委員会)において改訂作業が行われ、サーベイランスに関する要求事項を明確化し、ロゴ・シンボル・マークを明確化し、CASCOツールボックス(17000シリーズ規格)の文言との整合をはかり、適合性評価規格に定義された適合性評価の対象に基づいて発行された第三者適合性マークの使用に関するガイダンスを附属書Aとして追加して2021年9月に改訂版が発行された。このような状況から、第三者適合マークの国内における運用も国際規格に適合した運用とする必要があり、国際規格への整合を図るとともに実態に即したものとするため、JISを改正する必要がある。</p> | <p>この改正規格の使用により、最新の国際規格と同等に、①第三者適合マークを使う場合に一律なアプローチが可能になる、②既存の国際規格等における第三者適合マーク関連の規定のギャップを埋めることができる、③第三者適合マークの様々な使い方から起こり得る問題に対処できる、④第三者適合マークを使用するための明確かつ合理的な基礎を共有できるなどの効果が期待できる。</p> <p>また、これらの効果から、国内の第三者適合マークに対する共通理解が一層深められるとともに、広く運用されている各種の第三者適合評価制度のマークの適切な使用が維持・促進され、市場での制度の信頼性向上及び活用拡大も期待できる。</p> <p>このような第三者適合性評価制度の基盤の強化と発展は、商取引の効率化や貿易障壁の排除にも更に寄与する。</p> | <p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーベイランスに関する要求事項を明確化。</li> <li>・ロゴ・シンボル・マークを明確化。</li> <li>・CASCOツールボックス(17000シリーズ規格)の文言との整合。</li> <li>・適合性評価規格に定義された適合性評価の対象に基づいて発行された第三者適合性マークの使用に関するガイダンスを附属書Aとして追加。</li> </ul> | —             | ISO/IEC 17030:2021 | IDT             | <p>第2条の該当号：第10号（役務の内容）</p> <p>対象事項：通則的適合性評価</p> | 法律の目的に適合している。            | <p>利点：ア、イ、エ、カ、キ</p> <p>欠点：いずれも該当しない。</p> | 1. 基礎的・基盤的分野、幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格 | 一般財団法人日本規格協会のWG          | 2022年7月        |        |

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

| 認定機関 | 産業標準<br>作成委員会 | 制定/<br>改正/<br>廃止 | 規格番号  | JIS案の名称<br>(廃止の場合は, 現行JISの名称) | JIS案の英文名称<br>(廃止の場合は, 現行JISの英文名<br>称)             | 廃止する理由  | 対応する国際規格番号<br>及び名称       | 対応する国<br>際規格との<br>対応の程度 | JIS素案作成委員会(WG)      | 作成開始<br>予定 |
|------|---------------|------------------|-------|-------------------------------|---|---|--------------------------|-------------------------|---------------------|------------|
| JSA  | 03 適合性<br>評価  | 廃止               | Q0060 | 適合性評価—適正実施規準                  | Conformity assessment -- Code of<br>good practice | この規格は、機関、システム、スキーム及び結果を含め、適合性<br>評価の全ての要素について、推奨する適正な実施規準について<br>規定したものであるが、ISO/CASCO(適合性評価委員会)におい<br>て、ISO/IEC GUIDE 60の内容をアップデートしてISO/IEC 17060<br>として制定する作業が行われている。このため、JISにおいても、こ<br>の規格の内容を国際規格に合わせた内容に改めるとともに規格<br>番号を他の適合性評価に関する一連の規格番号と同様にJIS Q<br>17000番台の規格へ移行することとし、同時にこの規格を廃止す<br>るものである。 | ISO/IEC Guide<br>60:2004 | IDT                     | 一般財団法人日本規格<br>協会のWG |            |